



2026年1月22日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表者名 代表取締役社長 金 本 彰 彦
(コード番号: 2588 東証スタンダード)
問合せ先 経 営 管 理 本 部 I R 部
(<https://premiumwater-hd.co.jp/contact/>)

第三者割当による種類株式の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2025年12月11日（以下、「発行決議日」といいます。）付の取締役会決議に基づく第三者割当による種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行に関し、本日（以下、「条件決定日」といいます。）、発行条件等を下記のとおり決定いたしましたので、発行決議日に公表した本種類株式の発行に関して未確定であった情報につき、お知らせいたします。

なお、本種類株式の発行に関する詳細は、発行決議日付で公表の「第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本第三者割当による新株式の発行

1. 決定された発行条件等の概要

(1) 払込期日	2026年3月6日
(2) 発行新株式数	B種種類株式 9,046,070株
(3) 発行価額	1株につき金3,056円
(4) 調達資金の額	27,644,789,920円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全てのB種種類株式を株式会社光通信に割り当てます。
(6) その他	詳細は別紙「B種種類株式発行要項」をご参照ください。 上記各号については、(i)当社と割当予定先との間で総数引受契約が適法に締結され、かつ、有効に存続していること、(ii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、並びに(iii)2026年1月23日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）及び同日開催予定の当社普通株主による種類株主総会において、B種種類株式に関する規定の新設等を内容とする定款一部変更の議案が承認され、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案、資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案、並びに特定の株主からの自己株式の取得に係る議案が承認され、資本金及び資本準備金の額の減少に関し、会社法第449条に定める債権者の異議申述期間が、当社の債権者からの異議なく満了していることを条件としています。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	27,644,789,920円
② 発行諸費用の概算額	111,600,000円
③ 差引手取概算額	27,533,189,920円

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当により調達する差引手取概算額27,533,189,920円の使途については、当社が実施する、割当予定先が所有する当社株式の自己株式の取得に係る資金（2026年3月6日頃充当予定）に充当することを予定しております。

B種種類株式発行要項

1. 株式発行会社

株式会社プレミアムウォーターホールディングス（以下「当会社」という。）

2. 募集株式の種類

B種種類株式（以下「B種種類株式」という。）

3. 募集株式の数

9,046,070 株

4. 募集株式の払込金額

1株につき 3,056 円

5. 増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、上記「3. 募集株式の数」欄記載の発行新株式数に上記の「4. 募集株式の払込金額」の株式発行価額を乗じて算出される金額を 2 で除した金額（1円未満端数切上げ）とし、増加する資本準備金の額は、総払込金額から増加する資本金の額を控除した金額とする。

6. 払込金額の総額

27,644,789,920 円

7. 払込期日

2026 年 3 月 6 日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、B種種類株式 9,046,070 株を株式会社光通信に割り当てる。

9. 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）または B種種類株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、B種種類株式 1 株につき、普通株主または普通登録株式質権者に対して普通株式 1 株につき配当する剰余金の額の 1 倍（普通株式または B種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の剰余金の配当をする。

10. 残余財産の分配

当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、B種種類株主またはB種登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者と同順位にて、B種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。

11. 金銭を対価とする取得請求権

該当事項なし

12. 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、法令の定める範囲内において、当会社に対し、当会社の普通株式の交付と引換えに、B種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、かかる請求があった場合、当会社は、取得するB種種類株式の1倍（普通株式またはB種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、1株未満の端数は切り捨てる。）の普通株式をB種種類株主に交付する。

13. 金銭を対価とする株式の取得条項

該当事項なし

14. 普通株式を対価とする株式の取得条項

該当事項なし

15. 議決権

B種種類株主は株主総会においてB種種類株式100株につき1個の議決権を有し、100株未満については議決権を有しない。

16. 株式の譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

17. 種類株主総会

当会社は、普通株式及びB種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

以上